

議案第 97 号

令和 2 年度狭山市一般会計補正予算（第 9 号）

補正予算別冊のとおり

令和 2 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度狭山市一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,846,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 使用料及び手数料		千円 861,167	千円 △29,657	千円 831,510
	1 使用料	583,915	△29,657	554,258
16 国庫支出金		23,850,723	23,576	23,874,299
	2 国庫補助金	17,911,445	23,576	17,935,021
17 県支出金		3,306,028	38,952	3,344,980
	2 県補助金	770,359	11,852	782,211
	3 県委託金	308,372	27,100	335,472
19 寄附金		31,530	15,000	46,530
	1 寄附金	31,530	15,000	46,530
20 繰入金		3,570,395	32,735	3,603,130
	2 基金繰入金	3,129,308	32,735	3,162,043
23 市債		3,705,607	3,700	3,709,307
	1 市債	3,705,607	3,700	3,709,307
歳入合計		65,762,604	84,306	65,846,910

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 21,246,554	千円 30,415	千円 21,276,969
	1 総務管理費	20,050,412	30,415	20,080,827
3 民生費		21,348,694	△6,966	21,341,728
	1 社会福祉費	9,632,452	△8,048	9,624,404
	2 児童福祉費	9,473,338	1,082	9,474,420
6 農林水産業費		167,778	△1,700	166,078
	1 農業費	167,778	△1,700	166,078
7 商工費		1,606,545	△24,223	1,582,322
	1 商工費	1,606,545	△24,223	1,582,322
8 土木費		5,488,682	77,650	5,566,332
	2 道路橋りょう費	1,228,764	64,000	1,292,764
	3 都市計画費	3,855,360	13,650	3,869,010
9 消防費		2,182,339	△1,450	2,180,889
	1 消防費	2,182,339	△1,450	2,180,889
10 教育費		5,530,456	10,580	5,541,036
	2 小学校費	1,721,653	14,967	1,736,620
	5 社会教育費	782,523	△1,318	781,205
	6 保健体育費	1,372,535	△3,069	1,369,466
歳 出 合 計		65,762,604	84,306	65,846,910

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
中央児童館指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	千円 247,485
水野児童館指定管理料	令和2年度から 令和4年度まで	58,023
狭山市都市公園指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	309,650
入間川東小第一・第二学童保育室指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	127,464
入間川東小・富士見小学童保育室分室指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	72,691
入間野小第一・第二学童保育室指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	106,409
御狩場小学童保育室及び新狭山小第一・第二学童保育室指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	248,674
狭山台図書館指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	171,200
地域スポーツ施設指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	238,550

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
都市計画道路整備事業費	補正前	千円 492,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	496,000	同 上	同 上	同 上